

第77回国際獣疫事務局（OIE）総会のスケジュール及び主な議題について

第77回国際獣疫事務局（OIE）総会のスケジュール及び主な議題をお知らせします。
なお、主な議題のひとつであるBSEステータス認定に関し、日本を含む3か国のOIE科学委員会によるBSEステータス評価案等は別添のとおりです。

1 第77回国際獣疫事務局（OIE）のスケジュール

- (1) 日程
平成21年5月24日（日）～29日（金）（6日間）
- (2) 開催場所（フランス・パリ）
5月24日～28日：Maison de la Chimie（メゾン・ドゥ・ラ・シミ：化学会館）
5月29日：OIE本部
- (3) 我が国からの出席者
農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 国際衛生対策室長（首席獣医官）ほか

2 OIE総会の主な議題

- (1) BSEステータス認定
日本及びコロンビアを「管理されたリスク」、チリを「無視できるリスク」の国とする評価案についての採択

OIE科学委員会による上記3か国のBSEステータス評価案の概要及び関連する部分の仮訳、また、我が国から提出したコメント（英文・仮訳）は別添のとおりです。

<別添資料>

- ・ BSEステータス認定案及び既認定国
- ・ BSEステータス評価案の概要
- ・ BSEステータス案に対する我が国のコメント（和文）
- ・ BSEステータス案に対する我が国のコメント（英文）

(2) OIEコード改正関係

- (ア) BSEステータスにかかわらず輸出入できる牛肉の月齢条件の撤廃
- (イ) ゼラチン製造に用いることができる牛由来原料の範囲の拡大
- (ウ) 国際貿易が制限される豚コレラの範囲 等

上記議題に対しては、我が国の意見は本年1月に提出しているところであり、これに基づいて対応。我が国の意見は、以下アドレスにあるとおりです。

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/090130.html>

3 その他

昨年我が国がOIEに提出したBSEステータス認定の申請書の概要及び本文（英文・仮訳）を農林水産省ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

（掲載アドレス：<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html>）

お問い合わせ先
農林水産省消費・安全局 TEL：03-3502-8111（代表）
担当：動物衛生課 川本（内線4581）
03-3502-5994（直通）
厚生労働省医薬食品局 TEL：03-5253-1111（代表）
担当：食品安全部監視安全課 田中
03-3595-2337（直通）
当資料のホームページ掲載先URL
<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

BSEステータス認定案及び既認定国

1. 無視できるリスク

2007年のステータス認定（既認定国：5か国）

アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、シンガポール、ニュージーランド

2008年のステータス認定（既認定国：5か国）

フィンランド、アイスランド、ルウエー、スウェーデン、パラグアイ

2009年のステータス認定案（本年5月の総会で採択）

刊

チリについては、2007年に「管理されたリスク」の国に認定済み。

2. 管理されたリスク

2007年のステータス認定（既認定国：6か国）

アメリカ、カナダ、スイス、台湾、刊、ブラジル

2008年のステータス認定（既認定国：25か国）

オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、

ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、

ポルトガル、スバキ共和国、スロバキア、スペイン、英国、リトニシユタイ、メキシコ

2009年のステータス認定案（本年5月の総会で採択）

日本、コロンビア

(別添2)

01E 科学委員会が示した各申請国の BSE ステータス評価案の概要

1. コロンビア

- (1) 結論
管理されたリスク

2. チリ

- (1) 結論
無視できるリスク

3. 日本

- (1) 結論
管理されたリスク

ＯＩＥの動物疾病に関する科学委員会報告

パリ、2009年2月11-13日（抜粋）

ＯＩＥの動物疾病に関する科学委員会の会議が、フランス、パリのＯＩＥ本部で2009年2月11日から13日まで開催された。事務局次長ギデオン・ブルックナー博士が、参加者を歓迎した。彼は、議事で議論される重要な議題のうちとりわけ2009年5月の第77回ＯＩＥ総会のため用意された問題の要点を述べた。また、今回は現在の科学委員会の最後の会合であることから、ＯＩＥとそのメンバーの利益増進のため科学委員会メンバーが尽力したことに対して謝意を示した。

議題案は採択された。

会議は、科学委員会副議長のアルジャント・ロ・シュテル博士と同議長のビンチェンツォ・カポラーレ教授が分担して議長を担当し、プレベン・ウイベルグ博士が書記を務めた。

議題と出席者一覧は、附録 および に示している。

1. 2008年9月30 - 10月2日の動物疾病に関する科学委員会報告書について
2. 作業計画と活動について
(略)
3. アドホックグループの報告書について
 - 3.1. 豚水泡病のアドホックグループについて
(略)
 - 3.2. 牛疫の国別ステータス評価のアドホックグループについて
(略)
 - 3.3. 牛肺疫の国別ステータス評価のアドホックグループについて
(略)
 - 3.4. 牛海綿状脳症(BSE)の国別ステータス評価のアドホックグループ(付録)(31 - 42p)

科学委員会は、2009年2月3～4日のBSEアドホックグループ会合の報告書及び提言を承認した。

委員会は、アドホックグループから提案されたBSE国別リスクステータスの毎年の再確認のため簡略化された質問票を詳細にわたり議論した。見直された簡略化された質問票が見直し前のバージョンより改善されていることは認められたが、委員会はその質問票はステータスを毎年再確認する目的としている割には、依然としてかなり詳細なものを要求しており、再検討のためアドホックグループに差し戻されるべきと決議した。

3.5. 口蹄疫の国別ステータス評価のアドホックグループ
(略)

3-6. 疫学アドホックグループ

3.7. 野生生物疾病に関するワーキンググループ
(略)

3.7. 疫学について
(略)

4. 口蹄疫関連の一般事項
(略)

4.1. 南米への口蹄疫専門家ミッション
(略)

4.2. 口蹄疫に関するEUFMD/FAO/OIE/WRL共同ニュースレターへの要望
(略)

4.3. 口蹄疫に関するOIE/FAO世界会議
(略)

4.4. 口蹄疫に関する進歩的な管理を適用する簡素化されたプロセスへの提案
(略)

4.5. 口蹄疫に関するOIEリファレンスラボラトリーの暫定報告書
(略)

5. 疾病ステータス公式認定関連の一般事項

(略)

6. 動物/人間/生態系の接点をより密接に統合することに対する OIE 内での発展

(略)

7. 陸生コード委員会から科学委員会へ委託された課題

(略)

7.1. 動物衛生サーベイランス

(略)

7.2. ベクターのサーベイランス

(略)

7.3. ブルータンゲ

(略)

7.4. 結核病

(略)

7.5. 豚コレラ

(略)

7.6. 牛肺疫

(略)

7.5. 豚コレラ

(略)

7.7. 口蹄疫

(略)

8. 生物基準委員会から科学委員会へ委託された課題

(略)

9. 次回の科学委員会

(略)

BSEの国別ステータス評価のためのOIEアドホックグループの会合 パリ、2009年2月3-4日

2008年OIEコードの牛海綿状脳症(BSE)の章に従い「無視できるBSEリスク」又は「管理されたBSEリスク」のステータスの承認を受けるために加盟国が提出した申請書を評価するためのアドホックグループが、2009年2月3-4日にOIE本部で開催された。議題及び参加者のリストは、それぞれ [Appendix 1](#) と [2](#) に示している。OIE科学委員会議長のビンチェンツォ・カポラーレ教授が議長を務め、ケラー委員が報告者を務めた。

1. 一般的コメント

アドホックグループは前回の会合で合意された評価手続きに従った。BSEリスクステータス承認のための書類を提出した3ヶ国のそれぞれのステータスを決めることは困難ではなかった。しかし、以前から評価されている国のすでに認定されているBSEリスクステータスの毎年更新については、相当のばらつきが認められた。多くの国や地域から提出された書類は陸生コードで規定されている条件を満たしていなかった。

2. 技術的コメント

2.1. 年1回の更新

すでに評価されている41の国又は地域のうち、25の国又は地域が年1回の更新を提出した。陸生コードで規定された条件を完全に満たしているのは6つだけであった。そのため、アドホックグループはOIE加盟国にとって年一回の更新が簡素化され容易になるように、年一回の更新のための圧縮質問書の形式([Appendix 3](#))に助言を入れるよう強く要求した。

2.2. BSEステータス保持のための毎年更新の改訂圧縮質問書

アドホックグループによって提案された圧縮質問票は、[Appendix 3](#)に提示してある。

3. 新たな国のBSEリスク評価に対する申請書の再検討

3.1. コロンビア

コロンビアは2008年陸生コードの要件に従ってBSEステータスの公式な評価を求める国に提示されたガイドラインに適合した書類を提出した。

a) Section1 : リスク評価 - 第11.6.2.条 point 1

アドホックグループは、第11.6.2.条のpoint 1 に規定された基準に従って、既知のBSEの暴露経路の全てを考慮し、しっかりとした包括的なリスク評価が行われていると考えた。

・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

コロンビアは2002年及び2003年にUSAからペットフードの製造のためMBMを輸入していた。羊のMBMは2001年にブラジルとニュージーランドから輸入されていた。

2000年から2003年までの間、全て繁殖を目的としてUSAから2508頭、カナダから98頭の牛が輸入された。

以下はこれらの動物の追跡結果である。

- USAから輸入された牛のうち、931頭は現在も生存、1110頭は農場で死亡、233頭はと殺され、233頭は不明であった。
- カナダから輸入された牛のうち、13頭は現在も生存、71頭は農場で死亡、14頭はと殺された。

USAから輸入された466頭、カナダから輸入された14頭は飼料チェーンに入った可能性がある。

アドホックグループは、侵入分析の結果、コロンビアにBSE因子が侵入したリスクは少量ではあるが無視することはできないと結論づけた。

・ BSE因子の循環及び増幅のリスク

食肉処理場から出た内臓の大部分はレンダリングされない。死亡牛(Fallen stock)は農場で殺処分される。

SRMは除去されていないが、脳せき髄は食用に使用されている。哺乳動物の反芻動物への飼料規制は2001年に義務化された。

アドホックグループは、暴露評価の結論は、もし国内の牛群にBSE因子が存在したとすれば、循環・増幅リスクは無視できないものであると考えた。

b) 11.6.20-22に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されているサーベイランスは、2008年陸生コード第11.6.22.

条に基づく A 型サーベイランスの最低条件を満たしていることに注目した。

c) その他の要件 - 第11.6.2.条 points 2-4

- ・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2008年陸生コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 義務的通報と調査

アドホックグループは、2001年に関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としていることに注目し、義務的な届出及び調査の仕組みが、2008年陸生コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 検査所での検査

アドホックグループは、検査の体制が 2008 年陸生コードの最低条件を満たしていることに注目した。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制の適切な実施の管理は 2003 年から改善されてきているが、査察のレベルは低いことに注目した。

d) 国内の BSE 歴 :

BSE はコロンビアでは報告されていない。

e) 「管理された BSE リスク」ステータスのための条件への適合 - 第 11.6.4. 条

提供された情報に基づき、アドホックグループはコロンビアを「管理されたBSE リスク」として、2008年陸生コードのBSE の章に従った認定の要件を満たしていると思なすことを勧告する。

f) 結論

- ・ 勧告されたステータス

管理されたBSEリスク

- ・ 事務局長から申請国に伝達されるべきメッセージ
- ステータス

1品目以上の輸入品によってBSE因子がコロンビアに侵入した可能性が無視できるとは考えられないこと、及び、もしシステムにBSE因子が侵入したとすればその循環・増幅リスクは無視できないであろうことを踏まえ、コロンビアは「管理されたBSEリスク」に分類されるべきである。

- 毎年の更新、特定の条件

コロンビアは飼料規制の管理を改善するとともに、SRMを飼料チェーンから排除することを考慮すべきである。遵守レベルの向上は、定期的な査察によってのみ支えられる。感染源となる可能性のある物質がレンダリングされ、動物飼料チェーンに入った可能性があり得る限り、交差汚染の可能性は存在することとなる。

- 提出された申請書類に関する特定のコメント

輸入生体：申請書類からは、管理されたリスクの国々から輸入されと畜された生体牛がBSE検査を受けたかどうかは明らかではない。コロンビアは、残りの輸入牛について、と畜時あるいは死亡時に検査を行い、適切に報告するべきである。

- 診断：アドホックグループは、OIEの推奨する診断方法を使用するよう勧告する。

3.2.チリ

2006年、OIEはチリから陸生コードに基づきチリの牛群のBSEリスクステータスを評価するため書類を受領した。その際のアドホックグループの勧告は、2006年の陸生コードのBSE章の承認の要件に適合しているとみなすべきというものであった。チリは2007年5月から「管理されたリスク」の国のリストに記載されている。

アドホックグループは2006年に、チリは反芻動物に対する反芻動物の飼料規制は2000年12月からしか実施されてないこと、またサーベイランスが最低要件に達していないことから「無視できるリスク」の要件には適合していないと勧告した。チリはもしこれらの分野で実施中の改善策が継続されるのであれば2年で「無視できるリスク」に達するように、飼料規制の項目の管理・査察の更新及びサーベイランス実施に基づくデータを提示するよう求められた。

2009年1月、チリは2008年陸生コードの要件に従ってBSEステータスの公式な評価を求める国に提示されたガイドラインに完全に適合した更新書類を提出した。

a) Section1：リスク評価 - 第11.6.2.条 point 1

アドホックグループは、第11.6.2.条に規定された基準に従って、既知のBSEの暴露経路の全てを考慮し、しっかりとした包括的なリスク評価が行われていると考えた。

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

2001年から2008年の間、チリは2カ所の認定工場（ブラジルとアルゼンチン）からペットフードに使用する肉骨粉を輸入した。

過去7年間、2002年と2003年に（U.S.から）生体牛は9頭しか輸入していないが、検査を受けているため、いかなるリスクともならない。

アドホックグループは、侵入評価の結果、チリにBSE因子が侵入したリスクは無視できると結論づけた。

- ・ BSE因子の循環及び増幅のリスク

反芻動物に対する反芻動物のMBMの飼料規制は2000年から実施され、2004年にはほ乳類MBMまで拡大された。SRMIは2005年から除去されている。死亡牛（Fallen stock）は農場に埋められ、レンダリング工場で用いられている方法はプリオンの伝達性を破壊するための陸生コードの規定に従っている。

アドホックグループは侵入分析の結果、仮にBSE因子が侵入した場合にBSE因子の循環と増幅は無視できないリスクであると結論づけた。この結論は前述の規定が不十分であることを意味するのではないが、むしろSection c) その他の要件 - この報告書の飼料規制の適正なレベルの管理及び査察 - で説明されているそれらの施行が不十分であることを意味する。

b) 第11.6.20-22条に従ったサーベイランス

アドホックグループは、サーベイランスが2005年に改善され、2008年陸生コードBSEサーベイランスに関する第11.6.22条に従ったA型サーベイランスの最低要件を満たすことに注目した。

c) その他の要件 - 第11.6.2.条 points 2-4

- ・ 周知プログラム

アドホックグループは周知プログラムは2008年陸生コードの要件を満たしていると結論づけた。

- ・ 義務的通報と調査

アドホックグループは、1996年に関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としていること

に注目し、義務的通報と調査の仕組みが、2008年陸生コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

国内の24ヶ月齢を超える牛群は、180万頭以上である。OIE陸生コードに従って2005年から行われているアクティブサーベイランスの改善により、チリはA型サーベイランスに必要な条件に達することができた。

- ・ 検査所での検査

アドホックグループは、検査所での検査体制が2008年陸生コードの最低要件を満たしていることに注目した。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、適切な法律が制定されており、飼料規制の適切な実施の管理及び査察はとりわけ2005年からしっかりと行われていることに注目した。しかし、特に交差汚染に関しては引き続き施行と査察についての改善が求められる。

d) 国内の BSE 歴 :

チリで BSE は報告されていない。

e) 「無視できる BSE リスク」ステータスのための条件への適合 - 第 11.6.3. 条

提供された情報に基づき、アドホックグループは、チリを「無視できるBSEリスク」として、2008年陸生コードのBSE の章に従った認定の要件を満たしていることを見なすことを勧告する。

f) 結論

- ・ 勧告されたステータス

無視できるBSEリスク

- ・ 事務局長から申請国に伝達されるべきメッセージ

- ステータス

チリへのBSE因子の侵入リスクは無視できることに加え、飼料規制及びサーベイランスの改善を考慮し、チリは「無視できるBSEリスク」として適格である。

- 年次更新、特定の条件

BSE因子の輸入を防ぐための努力を継続することを奨励する。交差汚染についての検査室での検査を含め、飼料規制に関する管理と監査を改良するよう勧告する。チリは、2005年以来達成されているアクティブBSEサーベイランスの水準を維持すべきである。

3.3 日本

日本の申請は、2008年陸生コードの認定要件への適合の評価を求めるものであった。アドホックグループは、日本の提出書類は、OIEのガイドラインが推奨するフォーマットとして2008年陸生コードのBSEステータス認定要件への適合の評価を受けようとする国に対して回覧した様式に従っていたと認める。

a) Section 1: リスク評価 第 11.6.2. 条 point 1

アドホックグループは、第11.6.2.章のpoint 1に規定された基準に従って、既知のBSEの暴露経路の全てを考慮し、しっかりとした包括的なリスク評価が行われていると考えた。

・ BSE 因子の侵入に関するリスク評価

2000年及び2001年には、それぞれ、184,000トン及び98,000トンのMBMが輸入され、そのうち50,000トン以上がEU加盟国からのものであった。2002年以降、飼料用MBMの輸入は禁止され、食用及び工業用の少量のMBMがEU諸国及び米国から輸入された。

2001年から2003年までは、598頭の牛が米国から、282頭の牛がカナダから輸入された。

アドホックグループは、侵入リスクについては無視できるものではなく、BSE因子が一つまたは複数の輸入製品を通じて侵入したと考えられるというのが結論であると考えた。

・ BSE 因子の循環及び増幅のリスク

2001年以降、SRMは除去・焼却され、また、MBMは反芻動物への給与が禁止され、反芻動物のMBMはすべての動物飼料への利用が禁じられてきた。2005年以降、反芻動物飼料工場とその他動物飼料工場の完全分離が措置されてきた。

アドホックグループは、暴露リスクについては、BSE因子のリサイクル及び増幅リスクについては無視できないというのが結論であると考えられた。

b) 11.6.20-11.6.22に基づくサーベイランス

アドホックグループは、日本が実施しているサーベイランスは、2008年陸生コード第11.6.22条の表に基づくA型サーベイランスの最低条件を満たしていることに留意した。

c)その他の要件 第 11.6.2 point 2-4

▪ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムは 2008 年陸生コードの条件を満たしていると結論した。

▪ 義務的通報及び調査

アドホックグループは、BSE が 1996 年に関連法令によって通報対象となっている点に留意し、義務的通報及び調査のシステムが 2008 年陸生コードの条件を満たしていると結論した。

▪ BSE モニタリング及びサーベイランスシステム

アドホックグループは、実施されているサーベイランスは 927,952 ポイントを獲得しており、2008 年陸生コード第 11.6.22 条に基づく A 型サーベイランスの最低条件を満たしていることに留意した。

▪ 検査所での検査

アドホックグループは、検査所での検査体制については 2008 年陸生コードの条件を満たしていると結論した。

▪ 飼料規制に関する適正なレベルの管理と査察

アドホックグループは、適正な飼料規制施行に関する適切な法令、管理及び査察が措置されていることに留意した。

d)国内の BSE 歴:

92年から2002年に生まれた牛で35 例のBSE感染が確認されている。

e)第 2.3.13.4 条の「管理された BSE リスク」ステータス条件への適合

提出された情報に基づき、アドホックグループの勧告は、日本は、2008年陸生コードのBSE章の管理されたBSEリスクの認定条件に適合しているとみなすべきというものである。

f)結論

▪ 勧告されたステータス

アドホックグループは、「管理された BSE リスク」を勧告する。

▪ 事務局長から申請国に伝達されるべきメッセージ

- ステータス

管理された BSE リスク

- 年次更新、特定の条件

(特になし)

- 提出された書類に関する特別のコメント

アドホックグループは、提出書類の表 1.1 から 1.5 までにある、「MBM」とされた多くの食用の製品について、その分類を明らかにするよう勧告する。それらが「MBM」と登録されていることは、HS 関税コードに合致していないと思われる。

アドホックグループは、日本に対し、臨床症状牛の定義を再検討することを勧告する。アドホックグループは、提出された(頭数)のうち、通常と畜牛を除き 1%程度は臨床症状牛に該当していたのではないかと考えている。臨床症状牛の届け出を促す努力をすることを勧告する。アドホックグループは、日本が、現行の臨床症状牛の定義による BSE サーベイランスポイントの集計を拒んでいるのではないかと考えている。

BSE の国別ステータス評価のための OIE アドホックグループ

パリ、2009 年 2 月 3-4 日

議題

1. 議題の採択及び報告者の任命
2. 新たな国の BSE リスク評価に対する申請書の再検討
 - チリ
 - コロンビア
 - 日本
3. その他の事項
 - 年一回の再確認のためにすでに BSE カテゴリーが分類された加盟国から提出された BSE データの再検討
 - 加盟国の BSE リスクステータスの年一回の再確認のための短い質問書の再検討
4. 報告書案のまとめ及び採択

Appendix

B S E の国別ステータス評価のための O I E アドホックグループ パリ、2009年2月3-4日

参加者一覧

委員

Prof. Vincenzo Caporale

(President of the OIE Scientific Commission for Animal Diseases)

Director, Istituto Zooprofilattico Sperimentale

dell Abruzzo e del Molise G.

Caporale

Via Campo Boario

64100 Teramo

ITALY

Tel: (39.0861) 33 22 33

Fax: (39.0861) 33 22 51

E-mail: direttore@izs.it

Prof. Hassan Abdel Aziz Aidaros

(invited but could not attend)

Professor of Hygiene and Preventive Medicine

Regional Animal Health Center for Middle

East, 5 Mossadak Street

12311 Dokki-Cairo

EGYPT

Tel: 9613 502 178 / 20212 218 51 66

E-mail: haidaros@netscape.net

Hassan.aidaros@fao.org

Dr Dagmar Heim

Coordination TSE

Office Vétérinaire Fédéral

Schwarzenburgstrasse 161

Case Postale 3003

Bern, SWITZERLAND

Tel: (41-31) 324 99 93

Fax: (41-31) 323 85 94

E-mail: dagmar.heim@bvet.admin.ch

Dr John A. Kellar

TSE Policy Coordinator

Animal Products Directorate

Canadian Food Inspection Agency

3851 Fallowfield Road

Room A301A

OTTAWA K2H 8P9

CANADA

Tel: (1.613) 228 66 90 (54 07)

Fax: (1.613) 228 66 73

E-mail: jkellar@inspection.gc.ca

Dr Shigeki Yamamoto

Director

National Institute of Health Sciences

Division of Biomedical Food Research

1-18-1, Kamiyoga, Setagaya-ku

Tokyo 158-8501

JAPAN

Tel: 81 3 3700 9357

Fax: 81 3 3700 6406

E-mail: syamamoto@nihs.go.jp

Dr Concepción Gómez Tejedor Ortiz

Directora, Laboratorio Central de Veterinaria

Ctra de /algete Km 8

28110 Algete

Madrid

SPAIN

Tel: (34 913) 47 92 77

Fax: (34 916) 29 05 98

E-mail: cgomez@mapya.es

Dr. Rodolfo C. Rivero

National Coordinator TSE

Ministry of Livestock,

Agriculture & Fisheries

Director Norwest Regional Laboratory

Veterinary Laboratorios Directorate

"Miguel C. Rubino" -C.C.57037-C.P.

6000 Payasandu URUGUAY

Tel: (598) 72 25229 or 27871

Fax: (598) 72 27614

E-mail: dilavepd@adinet.com.uy or

rodolfo@adinet.com.uy

Dr Koen Van Dyck

Head of Section TSE

European Commission

Health & Consumer Protection

Directorate General, Food Safety:

production and distribution chain,

Biological risks : TSE

Office B 232 - 04/74 B - 1049 Brussels

BELGIUM

Tel: (32 2) 298 43 34

Fax: (32 2) 296 90 62

E-mail: koen.van-dyck@ec.europa.eu

オブザーバー

Dr Armando Giovannini

OIE Collaborating Centre

Istituto Zooprofilattico Sperimentale dell'Abruzzo e
del Molise "G. Caporale"

Via Campo Boario, 64100 Teramo

ITARY

Tel: (39 0861) 33 24 27

Fax: (39 0861) 33 22 51

E-mail: a.giovannini@izs.it

OIE 事務局

Dr Bernard Vallat

Director General

12 rue de Prony

75017 Paris

FRANCE

Tel: 33 - (0)1 44 15 18 88

Fax: 33 - (0)1 42 67 09 87

E-mail: oiie@oiie.int

Dr Gideon Brückner

Deputy Director General

E-mail: g.bruckner@oiie.int

Dr Elisabeth Erlacher-Vindel

Deputy Head,

Scientific and Technical Department

E-mail: e.erlacher-vindel@oiie.int

Dr Lea Knopf

Officer in charge of the recognition of countries animal
disease status

Scientific and Technical Department

E-mail: l.knopf@oiie.int

Dr Yong Joo Kim

Charge de mission

Scientific and Technical Department

E-mail: yj.kim@oiie.int

(略) BSE ステータス維持のための毎年の更新

各国 BSE ステータスに対する我が国のコメント

日本政府は、我が国を含む各国の申請書を評価し、BSE ステータスの勧告を実施した科学委員会及びアドホックグループの努力を多とする。

我々は、動物及び人の健康へのリスクが BSE ステータス決定の基礎であることを考慮し、以下のコメントを提出する。

各国の評価案に対するコメント

1. コロンビア

SRM を飼料チェーンから除外することを検討するべきとの勧告を支持する。

2. 日本

我が国の BSE ステータスを「管理されたりスク」に評価したことを歓迎する。しかしながら、アドホックグループのコメントについて、以下の点を指摘したい。

a) BSE 病原体の循環及び増幅リスクに関し、2001 年以来 SRM が除去・焼却され、MBM の反すう動物への給与に加え反すう動物 MBM の全動物への給与が禁止され、さらに 2005 年からは反すう動物飼料工場とその他動物の飼料工場が完全に分離されたとされているにもかかわらず、BSE 病原体の循環及び増幅リスクが無視できないと結論された根拠を明らかにしていただきたい。

b) 結論において、我が国が現行の臨床症状牛の定義に基づいた BSE サーベイランスポイントの集計を拒否しているのではないかとのコメントがなされている。しかし、これは、我が国の現行の臨床症状牛の定義が OIE の定義より厳格であるために結果として臨床症状牛と分類される牛が確認されなかったことによるものであり、決して集計を拒否しているわけではない。なお、我が国では、と畜場における BSE 検査及び農場死亡牛検査によって、検査されなければならない臨床症状牛は検査されていると考えられることを強調しておきたい。

c) BSE 因子の侵入に関するリスク評価において、「2002 年以降、飼料用 MBM の輸入は禁止され、食用及び工業用の少量の MBM が EU 諸国及び米国から輸入された。」と記載されているが、調査の結果、食用として輸入されたのは肉骨粉ではなかった。ただし、米国より BSE 発生前の 2003 年に、調理し、乾燥させた牛肉粉が 1 件 (25 kg) 輸入されていた。

すでに BSE ステータスが認定された各国からの毎年の更新データの提出

我々は、アドホックグループが、すでに BSE ステータスが認定された各国からの毎年の更新データの提出が守られていないことに加え、提出されたデータについてもば

らつきがあると報告している点について指摘したい。OIE は、すでに BSE ステータスが認定された各加盟国が毎年の更新データを提出できるよう様式を改善するとともに、毎年の更新データが期限までに定められた様式で提出されるよう各加盟国に対して要請するべきである。

(別添 4)

Japan's comments on country status for Bovine Spongiform Encephalopathy

Government of Japan(GOJ) highly appreciates that both the OIE Scientific Commission for Animal Diseases and the *Ad Hoc* Group on Bovine Spongiform Encephalopathy Risk Status Evaluation of Members have made great efforts on reviewing country dossiers submitted by OIE member including Japan and on making recommendations for BSE risk status of each applicant.

We submit the following comments bearing in mind that the BSE risk status needs to be determined based on the risks on both animal and human health.

1. Review of new country status applications for BSE risk

1.1 Colombia

GOJ supports the recommendation made by the *Ad Hoc* Group to consider exclusion of SRM from the feed chain

1.2 Japan

We appreciate the BSE risk status of Japan was evaluated to be "controlled". However, we would like to note the followings in regard to the comments from the *Ad Hoc* group:

a) In relation to the risk of recycling and amplification of the BSE agent, the *Ad Hoc* group mentioned "Since 2001 SRM have been removed and incinerated. Since 2001 MBM has been banned for ruminant feed and ruminant MBM has been banned for all animal feed. Since 2005 there has been 100% separation of feed mills into those producing ruminant feed and those producing feed for other animals." Nevertheless, the *Ad Hoc* group concluded that the risk of recycling and amplification of the BSE agent is not negligible. We seek clarification for this conclusion.

b) In the conclusion section, the *Ad Hoc* group commented in relation to the absence of clinical suspects in Japan' BSE surveillance that Japan might have denied the accumulation of BSE surveillance points as a result of the current definition of clinical suspects. We note that we have no intention of denying accumulation of BSE surveillance points in accordance with the Terrestrial Code and that the absence was due to our current definition of clinical suspect which is more stringent than that of OIE and thus resulting

in screening-out of all potential clinical suspects. In addition, we reinstate that clinical suspects in Japan which are required to be tested are properly subject to the BSE test through either BSE testing at slaughterhouses or obligatory BSE monitoring at farm level.

c) In the risk assessment for introduction of the BSE agent, the result of the latest investigation showed that the MBM for human consumption was never imported to Japan, although the *Ad Hoc* group commented that “Small Amounts of MBM were imported from EU countries and the USA for human consumption and industrial use”. On the other hand, the cooked and dried beef product for human food (25kg) was imported from US once in 2003 before the occurrence of first BSE case.

2. Annual updates on the recognised BSE risk status of the members of OIE previously assessed

We note that the *Ad Hoc* group pointed out that annual updates on the previously recognised BSE risk status have not been properly followed and in addition, there has been considerable variation among annual updates submitted. We urge OIE to improve the form of annual updates on previously recognised BSE risk status so that annual update by the OIE members previously assessed can be facilitated. We also urge OIE to encourage all members previously assessed to submit annual update without delay.